

株 主 各 位

東京都文京区湯島一丁目13番2号  
メディキット株式会社  
代表取締役社長 景 山 洋 二

## 第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区湯島一丁目7番5号  
東京ガーデンパレス 2階 高千穂の間  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第39期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第39期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.medikit.co.jp/>）に掲載させていただきます。

<株主様へのお願い>

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
- ・当日ご来場される株主様におかれましては、マスクをご持参・ご着用のうえ、受付において検温及びアルコール消毒のご協力をお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・本年の定時株主総会におきましては、ご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## (提供書面)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ワクチン接種が進展し新型コロナウイルス感染症へ懸念が薄らいだことなどから、一旦は持ち直しの兆候がみられました。しかし、年度末にかけては、オミクロン株の出現で新型コロナウイルス感染者数が再拡大したことによる蔓延防止等重点措置の発出、ロシアのウクライナ侵攻等による商品価格の高騰や円安の進行による物価上昇懸念などの影響により、景気の先行きが懸念される状況となっております。

当社グループの属する医療関連業界におきましては、ワクチン接種が進展し新型コロナウイルス感染症へ懸念が薄らいだことなどから、一旦は手術件数や検査件数に回復の動きがみられました。しかし、年末頃より流行りだしたオミクロン株は感染力が極めて強く感染者数が大幅に拡大したため、多くの医療機関で感染防止対策の更なる強化、対応する医療人材の確保に優先的に取り組まれました。こうしたこともあり、手術件数や検査件数が再び影響を受ける状況となっております。

このような中で当社グループは、昨年12月に中期経営計画“NEXT300”を策定し、これまでの着実な成長に加え、次なるステップとして売上高300億円を目標とし、より良い製品を医療現場に提供することを通じ、更なるビジネスの拡大に取り組んでまいりますことを公表いたしました。

販売面におきましては、静脈留置針類においてパッシブ型針刺し防止機構付き留置針「スーパーキャス7」を、また人工透析類において針刺し防止機構付き止血弁内蔵透析用留置針「ハッピーキャスPro Flex」を上市するなど、販促活動に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高20,130百万円（前期比4.2%増）、営業利益4,422百万円（同17.0%増）、経常利益4,548百万円（同17.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,993百万円（同12.6%増）となりました。

当社の商品区分である品目別の売上高は以下のとおりです。

人工透析類におきましては、7,264百万円（前期比2.6%増）となりました。静脈留置針類におきましては、5,243百万円（同2.9%増）となりました。インターベンション類におきましては、7,610百万円（同6.8%増）となりました。

| 品 目        | 売上高 (百万円) | 構成比 (%) | 増減率 (%) |
|------------|-----------|---------|---------|
| 人工透析類      | 7,264     | 36.1    | 2.6     |
| 静脈留置針類     | 5,243     | 26.0    | 2.9     |
| インターベンション類 | 7,610     | 37.8    | 6.8     |
| その他        | 11        | 0.1     | 2.4     |
| 合計         | 20,130    | 100.0   | 4.2     |

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,926百万円であり、その主なものは生産設備の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の資金は、自己資金を充当しました。

(2) 財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 36 期<br>2019年3月期 | 第 37 期<br>2020年3月期 | 第 38 期<br>2021年3月期 | 第 39 期<br>(当連結会計年度)<br>2022年3月期 |
|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 (千円)                 | 18,501,799         | 19,893,197         | 19,312,663         | 20,130,697                      |
| 経常利益 (千円)                | 3,959,993          | 4,383,289          | 3,871,909          | 4,548,922                       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (千円) | 2,576,365          | 2,887,989          | 2,659,007          | 2,993,017                       |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | 151.95             | 170.33             | 157.36             | 178.14                          |
| 総資産 (千円)                 | 46,280,705         | 49,023,056         | 49,920,489         | 51,057,894                      |
| 純資産 (千円)                 | 40,048,922         | 42,169,148         | 43,636,632         | 45,772,317                      |
| 1株当たり純資産額 (円)            | 2,362.02           | 2,487.08           | 2,596.60           | 2,728.04                        |

- (注) 1.当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第36期の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                      | 資本金       | 当社議決権比率 | 主な事業内容 |
|--------------------------|-----------|---------|--------|
| 東郷メディキット株式会社             | 90百万円     | 100.0%  | 医療機器製造 |
| Medikit Vietnam Co.,Ltd. | 1,100万米ドル | 100.0%  | 医療機器製造 |

(注) 1. 議決権比率は間接保有を含んでおります。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                 |                  |
|---------------------------------|------------------|
| 特定完全子会社の名称                      | 東郷メディキット株式会社     |
| 特定完全子会社の住所                      | 東京都文京区湯島一丁目13番2号 |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 9,215百万円         |
| 当社の総資産額                         | 30,795百万円        |

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、「成長性」「収益性」「安全性」をキーワードとして、①グループ連携の強化、②安全性と新商品提供、③グローバル展開、④生産体質の強化を課題と考えております。

#### ① グループ連携の強化

当社グループは、グループ会社間の連携が製品の開発から生産、販売、物流までの一連の流れを強化することに繋がるものと確信しております。販売会社は、顧客ニーズを探求し販売に繋げることで、製造会社は、ニーズを踏まえた開発と製造、お互いの役割を明確化したうえで一体となって取り組むことで、市場ニーズを捉えた製品のスムーズな市場投入を実現してまいります。

#### ② 安全性と新商品提供

当社グループは、品質保証・安全管理体制を構築し、安全性を重視した商品の開発・販売を行っております。また、患者様はもちろんのこと、使用される医療従事者様に対しても安全な製品の提供は、医療機器製造販売業者の責務であり、既存製品についても引き続き改善・改良等に取り組んでまいります。

③ グローバル展開

海外展開の拡大を重要な戦略分野と位置付け、グローバルレベルでの開発力、商品力、販売力の強化に取り組むとともに、海外薬事への対応も着実に進めてまいります。

④ 生産体質の強化

当社グループの持つ技術及び生産能力を最大限に発揮するための品質管理とコスト管理を行い、競争力強化に努め、効率的且つ柔軟な生産管理体制の強化を推進してまいります。

(5) **主要な事業内容** (2022年3月31日現在)

当社グループは、主として血管・血液に関する分野の医療機器を開発・製造・販売しております。具体的な品目としましては、人工透析用留置針を中心とする人工透析類、輸血・輸液等に使用する静脈留置針類と血管造影、血管内治療に用いるインターベンション類であります。

単一セグメントのため、主な品目別の主要製品は次のとおりであります。

| 品 目         | 区 分        | 主 要 製 品 名                  |
|-------------|------------|----------------------------|
| 人 工 透 析 類   | 人工透析用留置針   | ハッピーキャス、ハッピーキャスCLs等        |
| 静 脈 留 置 針 類 | 静脈留置針      | スーパーキャス、スーパーキャス<br>(安全機構付) |
| インターベンション類  | イントロデューサー  | スーパーシース、インサートシース等          |
|             | 血管造影用カテーテル | メディキット血管造影カテーテル            |

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

| 名 称                      | 所 在 地              | 名 称         | 所 在 地  |
|--------------------------|--------------------|-------------|--------|
| 本 社 ・ 東 京 営 業 所          | 東京都文京区             | 名 古 屋 営 業 所 | 名古屋市東区 |
| 札 幌 営 業 所                | 札幌市北区              | 京 都 営 業 所   | 京都市下京区 |
| 仙 台 営 業 所                | 仙台市青葉区             | 関 西 営 業 所   | 大阪市中央区 |
| 埼 玉 営 業 所                | さいたま市大宮区           | 神 戸 営 業 所   | 神戸市中央区 |
| 千 葉 営 業 所                | 千葉市稲毛区             | 広 島 営 業 所   | 広島市中区  |
| 横 浜 営 業 所                | 横浜市港北区             | 福 岡 営 業 所   | 福岡市博多区 |
| 東 郷 メ デ ィ キ ッ ト (株)      | 日向工場・日向第二工場：宮崎県日向市 |             |        |
| Medikit Vietnam Co.,Ltd. | ベトナム ハイフォン市        |             |        |

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数     | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|-------------|
| 954 (337) 名 | △16 (△23) 名 |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-----------|---------|-------------|
| 198 (11) 名 | △3 (-) 名  | 39.3歳   | 12.8年       |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 67,520,000株
- ② 発行済株式の総数 18,880,000株
- ③ 株主数 1,564名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                                                                                                                           | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 ナ カ ジ マ コ ー ポ レ ー シ ョ ン                                                                                                                 | 6,306,000株 | 37.58%  |
| 中 島 弘 明                                                                                                                                         | 1,594,000  | 9.50    |
| GOLDMAN, SACHS & CO. REG<br>(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)                                                                                           | 1,239,980  | 7.39    |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC)<br>RE FIDELITY FUNDS<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店)                                                                            | 1,094,700  | 6.52    |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL<br>(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)                                                                                        | 963,700    | 5.74    |
| 一 般 財 団 法 人 中 島 育 英 奨 学 会                                                                                                                       | 600,000    | 3.58    |
| 中 島 崇                                                                                                                                           | 560,000    | 3.34    |
| 中 島 弘 子                                                                                                                                         | 540,000    | 3.22    |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC)<br>S U B A / C N O N T R E A T Y<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店)                                                                | 301,700    | 1.80    |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC)<br>R E I D U U C I T S C L I E N T S N O N<br>L E N D I N G 1 5 P C T T R E A T Y A C C O U N T<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店) | 300,000    | 1.79    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,101,520株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 等                           |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 景 山 洋 二 |                                                     |
| 取締役副社長    | 中 島 崇   | 東郷メディキット株式会社代表取締役社長<br>管理部門担当                       |
| 取 締 役     | 堀 之 内 広 | 営業管理部担当 薬事/教育担当                                     |
| 取 締 役     | 中 島 史 博 | 経営企画担当                                              |
| 取 締 役     | 吉 田 安 幸 |                                                     |
| 取 締 役     | 大 瀧 敦 子 | 石本哲敏法律事務所<br>株式会社JMホールディングス社外取締役<br>ナラサキ産業株式会社社外監査役 |
| 常 勤 監 査 役 | 金 子 尚 道 |                                                     |
| 監 査 役     | 大 島 秀 二 | 大島秀二公認会計士事務所<br>公認会計士・税理士<br>株式会社協和コンサルタンツ社外取締役     |
| 監 査 役     | 吉 田 福 一 |                                                     |

- (注) 1. 取締役吉田安幸氏及び同大瀧敦子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役大島秀二氏及び同吉田福一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役大瀧敦子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役大島秀二氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役吉田福一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役吉田安幸氏及び同大瀧敦子氏、監査役大島秀二氏及び同吉田福一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ② 事業年度中に辞任又は解任された取締役及び監査役

2021年6月29日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって、監査役栗岡臣男氏は辞任により退任いたしました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役吉田安幸氏及び同大瀧敦子氏、社外監査役大島秀二氏及び同吉田福一氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任額は、同法第425条第1項に規定する額を責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を会社が全額負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な成長及び企業価値の向上に資するために、適正な範囲において、各人の職責及び貢献度を踏まえたやりがいの持てる水準とすることを基本方針としております。

2. 取締役（及び監査役）の報酬の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

① 報酬の種類は、金銭による月例の固定報酬とし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は採用しておりません。

- ② 取締役の個別の報酬額については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役会が基本的な枠組みを決議するとともに、その枠組みの範囲内で決定することを代表取締役社長景山洋二氏に委任します。委任を受けた代表取締役社長が、個々の取締役の役位、職責、当社の業績等を総合的に勘案したうえで、決定するものとしております。
- ③ 監査役の個別の報酬額については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、監査役の協議によって決定するものとしております。
- ④ 役員退職慰労金については、2017年6月29日開催の第34期定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止及び打切り支給を決議しており、（制度廃止後の役員在任期間に係る）役員退職慰労金は支給しないこととなっております。

### 3. 取締役及び監査役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

- ① 役員報酬の支払いは暦月計算とし、従業員給与の支給日と同日の毎月25日（25日が休業日の場合は前営業日）に支給しております。
- ② 役員報酬は、事業年度ごとに一定金額を定めることとし、毎年6月開催の定時株主総会終了時の取締役会で上記2.②の基本的な枠組み及びその枠組みの範囲内の代表取締役社長への委任を決議し、その後速やかに代表取締役社長が決定しております。

### 4. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |          |          | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|--------------------|--------------------|----------|----------|-----------------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 85,312<br>(6,300)  | 85,312<br>(6,300)  | -<br>(-) | -<br>(-) | 10<br>(2)             |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 12,400<br>(5,400)  | 12,400<br>(5,400)  | -<br>(-) | -<br>(-) | 4<br>(3)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 97,712<br>(11,700) | 97,712<br>(11,700) | -<br>(-) | -<br>(-) | 14<br>(5)             |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第32期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、うち社外取締役分20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち社外取締役1名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2003年6月27日開催の第20期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
3. 子会社の役員を兼務する取締役1名については、子会社から報酬等を支給しております。
4. 当社は、2017年6月29日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、取締役9名に対し総額1,300百万円を上限として役員退職慰労金を打切り支給することとし、その支給の時期は、取締役を退任する時とすることを決議いたしております。なお、これらの金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
5. 上表には、2021年6月29日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
6. 取締役会は、取締役の個別の報酬額については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、基本的な枠組みを決議するとともに、その枠組みの範囲内で決定することを代表取締役社長景山洋二氏に委任し、経営成績、各取締役の役割や職責に応じた貢献度等を考慮して決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰し、個々の取締役の評価を行うには代表取締役社長景山洋二氏が適していると判断したためであります。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2017年6月29日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役4名に1,208,200千円の役員退職慰労金を支給しておりますが、上記の金額には含まれておりません。

また、当事業年度末における役員退職慰労金打ち切り支給予定額の残高は、取締役3名に対し17,756千円となっております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役吉田安幸氏は、当社の株主ではありますが、当社と人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。また同氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。

取締役大瀧敦子氏は、石本哲敏法律事務所に所属し、また、株式会社JMホールディングスの社外取締役、ナラサキ産業株式会社の社外監査役であります。当社と兼務先の間には人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

監査役大島秀二氏は、大島秀二公認会計士事務所の代表及び株式会社協和コンサルタンの社外取締役であります。当社と兼務先の間には人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

監査役吉田福一氏は、当社と人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。また同氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 氏名   | 地位    | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                        |
|------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉田安幸 | 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。旭化成株式会社で取締役、顧問を務め、医療機器業界にも精通しており、豊富な経験と幅広い見識から、取締役会において、当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社の経営課題等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 大瀧敦子 | 社外取締役 | 社外取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。弁護士としての専門的知識、豊富な経験と幅広い見識から、取締役会において、当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社の経営課題等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。          |
| 大島秀二 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また監査役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、経営の監視や適切な助言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。                                  |
| 吉田福一 | 社外監査役 | 社外監査役就任後、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会10回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、経営の監視や適切な助言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。                                       |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人に対する報酬等の額

|                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 27,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### 1. 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、公正で高い倫理観・価値観に基づいて行動し、広く社会に貢献することが求められる。代表取締役は、常に、この精神を当社グループの取締役及び使用人に伝達し、法令遵守及び適正な職務執行を徹底する。

- ② 代表取締役は、コンプライアンス統括責任者として、管理部門担当取締役を選任し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備を行う。
- ③ 内部監査部門は、コンプライアンス体制、法令及び定款上への適合性を確認し、代表取締役及び担当取締役に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ また、使用人が法令又は定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「公益通報者の取扱いに関する規程」に基づき運営を行う。

## **2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。）は、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理する。
- ② 当社の取締役及び監査役は、常時、前項の文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。また、当該資料については、当社の取締役・監査役が常時閲覧することができるものとする。

## **3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 「リスク管理規程」に準拠したリスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定した上で適切なリスク対応を図る。
- ② 「リスク管理委員会」を社内に設置し、定期的に当社グループが抱える諸リスクの管理について、把握、分析、評価した上で見直し、対応を検討するものとする。
- ③ 当社グループの取扱う製品については、別途、原則月1回開催する「部長会」にて、製品の安全性の確保、品質の向上について検討・見直しを行う。
- ④ また、不測の緊急事態が生じた場合には、代表取締役下の対策本部を設置し、迅速に損害の拡大を防止する体制を整える。

## **4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、適宜、臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督を行う。また、子会社についても取締役会を月1回開催するほか、適宜、臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督を行う。

- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- ③ 年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、経営の意思決定の迅速化を図る為、代表取締役、担当役員等で構成する「経営会議」を開催し、経営に関する重要事項の審議、及び業務執行状況を確認する。

#### **5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 「関係会社管理規程」に基づき、子会社管理の所管部門の統括の下、子会社に対する適切な管理を行い、当社及び子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。
- ② また、子会社に対しては、定期的に監査を実施するとともに、当社監査役と子会社監査役が意見交換を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。

#### **6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、管理部門担当取締役は監査役と協議の上、合理的な範囲で業務補助のためのスタッフを置くことができるものとする。
- ② 同使用人の任命、異動等の人事権に係る事項の決定については、常勤監査役の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- ③ 監査役の職務を補助する使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従うものとする。

#### **7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループの業務又は業績に与える重要な事項について、監査役に速やかに報告するものとする。前記に関わらず、監査役は必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求める事ができることとする。
- ② 監査役は、代表取締役、内部監査室、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行い、連携して当社グループの監査の実効性を確保するものとする。
- ③ 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。

#### **8. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項**

監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の請求を受けたときは、監査役職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

## 9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力排除に向け、企業行動憲章において、反社会的勢力とは断固として対決する旨を定める。
- ② 反社会的勢力における不当要求が発生した場合の対応部署は、総務部が中心となり組織的に対応するものとする。総務部長を不当要求防止責任者に選任し、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制とする。
- ③ 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素より、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関と連携し、情報収集や協力体制の構築に努めるものとする。

### (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務執行について  
当事業年度は、取締役会を12回開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに取締役および従業員の職務執行の監督を行いました。
- ② 監査役の職務の執行について  
当事業年度は、監査役会を13回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、常勤監査役は取締役会やその他の重要な会議へ出席し、代表取締役、内部監査室、会計監査人との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。
- ③ リスク管理体制について  
当事業年度は、リスク管理委員会を毎月開催し、リスクの把握と対策を検討し、活動内容を定期的に取締役会に報告しております。
- ④ 内部監査について  
内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                   | 負 債 及 び 純 資 産 の 部      |                   |
|--------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 科 目                | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
| <b>I【流動資産】</b>     | <b>38,541,423</b> | <b>I【流動負債】</b>         | <b>4,414,819</b>  |
| 現金及び預金             | 28,118,088        | 支払手形及び買掛金              | 2,575,802         |
| 受取手形               | 229,763           | 未払法人税等                 | 604,515           |
| 売掛金                | 4,774,644         | 賞与引当金                  | 397,344           |
| 金銭の信託              | 1,500,000         | その他                    | 837,158           |
| 商品及び製品             | 1,506,991         | <b>II【固定負債】</b>        | <b>870,757</b>    |
| 仕掛品                | 1,450,174         | 退職給付に係る負債              | 84,555            |
| 原材料及び貯蔵品           | 669,669           | 資産除去債務                 | 17,073            |
| その他                | 292,594           | その他                    | 769,127           |
| 貸倒引当金              | △501              | <b>負債合計</b>            | <b>5,285,577</b>  |
| <b>II【固定資産】</b>    | <b>12,516,470</b> | <b>I【株主資本】</b>         | <b>45,528,697</b> |
| <b>1【有形固定資産】</b>   | <b>10,834,667</b> | 資本金                    | 1,241,250         |
| 建物及び構築物            | 3,629,000         | 資本剰余金                  | 10,378,585        |
| 機械装置及び運搬具          | 2,370,153         | 利益剰余金                  | 37,165,423        |
| 工具、器具及び備品          | 1,503,663         | 自己株式                   | △3,256,561        |
| 土地                 | 2,413,809         | <b>II【その他の包括利益累計額】</b> | <b>243,620</b>    |
| 建設仮勘定              | 918,039           | その他有価証券評価差額金           | 107,618           |
| <b>2【無形固定資産】</b>   | <b>126,630</b>    | 為替換算調整勘定               | 100,052           |
| <b>3【投資その他の資産】</b> | <b>1,555,173</b>  | 退職給付に係る調整累計額           | 35,949            |
| 投資有価証券             | 927,705           | <b>純資産合計</b>           | <b>45,772,317</b> |
| 保険積立金              | 65,222            | <b>負債純資産合計</b>         | <b>51,057,894</b> |
| 繰延税金資産             | 419,674           |                        |                   |
| その他                | 143,320           |                        |                   |
| 貸倒引当金              | △750              |                        |                   |
| <b>資産合計</b>        | <b>51,057,894</b> |                        |                   |

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 20,130,697 |
| 売上原価            | 11,949,553 |
| 売上総利益           | 8,181,144  |
| 販売費及び一般管理費      | 3,758,368  |
| 営業利益            | 4,422,776  |
| 営業外収入           | 2,720      |
| 受取配当金           | 15,505     |
| 受取地家賃           | 44,356     |
| 受取事業組合運用益       | 22,038     |
| 売却益             | 15,880     |
| その他             | 23,412     |
| 営業外費用           | 30,597     |
| 支払利息            | 7,362      |
| 減価償却            | 3,011      |
| その他             | 4,150      |
| 経常利益            | 11,151     |
| 特別利益            | 2,688      |
| 特別利益            | 28,364     |
| 特別利益            | 4,548,922  |
| 特別利益            | 5,077      |
| 特別損失            | 118        |
| 特別損失            | 50,529     |
| 特別損失            | 55         |
| 特別損失            | 25,053     |
| 特別損失            | 5,675      |
| 特別損失            | 81,313     |
| 当期純利益           | 4,472,804  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,030,628  |
| 法人税等調整額         | 449,158    |
| 当期純利益           | 2,993,017  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,993,017  |

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本   |            |            |            | 株主資本合計     |
|---------------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|
|                           | 資 本 金     | 資本剰余金      | 利益剰余金      | 自 己 株 式    |            |
| 2021年4月1日残高               | 1,241,250 | 10,378,585 | 35,012,669 | △3,190,675 | 43,441,829 |
| 連結会計年度中の変動額               |           |            |            |            |            |
| 剰余金の配当                    |           |            | △840,264   |            | △840,264   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |           |            | 2,993,017  |            | 2,993,017  |
| 自己株式の取得                   |           |            |            | △65,885    | △65,885    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |           |            |            |            |            |
| 連結会計年度中の変動額合計             | -         | -          | 2,152,753  | △65,885    | 2,086,867  |
| 2022年3月31日残高              | 1,241,250 | 10,378,585 | 37,165,423 | △3,256,561 | 45,528,697 |

|                           | その他の包括利益累計額  |          |              |               | 純資産合計      |
|---------------------------|--------------|----------|--------------|---------------|------------|
|                           | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |            |
| 2021年4月1日残高               | 106,621      | △51,931  | 140,112      | 194,802       | 43,636,632 |
| 連結会計年度中の変動額               |              |          |              |               |            |
| 剰余金の配当                    |              |          |              |               | △840,264   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |              |          |              |               | 2,993,017  |
| 自己株式の取得                   |              |          |              |               | △65,885    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 996          | 151,983  | △104,162     | 48,817        | 48,817     |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 996          | 151,983  | △104,162     | 48,817        | 2,135,685  |
| 2022年3月31日残高              | 107,618      | 100,052  | 35,949       | 243,620       | 45,772,317 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 東郷メディキット(株)  
Medikit Vietnam Co.,Ltd.

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 Medikit Europe GmbH
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 Medikit Europe GmbH
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち東郷メディキット(株)の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

また、連結子会社のうちMedikit Vietnam Co.,Ltd.の事業年度の末日は12月31日であり、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結に必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。

ロ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

- ハ. 棚卸資産 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外子会社は定額法を採用しております。
- ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- 主な耐用年数は、以下のとおりであります。
- |                     |         |
|---------------------|---------|
| 建物及び構築物             | 10年～50年 |
| 機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品 | 2年～17年  |
- ロ. 無形固定資産 定額法を採用しております。
- 主な償却年数は、以下のとおりであります。
- |               |       |
|---------------|-------|
| ソフトウェア(自社利用分) | 3年～5年 |
| 販売権           | 5年    |
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準
- 当社グループは医療機器の開発・製造・販売を主な事業とし、これらの商品及び製品の販売については商品及び製品の引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- イ. 退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - ・数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、翌連結会計年度に一括して費用処理することとしております。  
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、商品及び製品の販売における一部の取引高リベート及び目標達成リベートについて、従来は、金額確定時に販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、当連結会計年度の期首より、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲でのみ、取引価格に反映する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 1、棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上原価のうち、棚卸資産評価損 △16,505千円、棚卸資産 3,626,834千円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

##### ①算出方法

棚卸資産は、主として総平均法による原価法で測定しておりますが、連結会計年度末における正味売却価額が総平均法による原価を下回っている場合には当該正味売却価額で測定し、総平均法による原価との差額を原則として売上原価に計上しております。

##### ②主要な仮定

棚卸資産の評価における重要な見積りは正味売却価額であり、翌連結会計年度における正味売却価額は、当連結会計年度末の価格を基礎として単価改定等の影響を加味した販売単価を予測し、算定しております。

##### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である正味売却価額が、将来の経済環境や償還価格の改定を含む医療制度の改革の影響等の要因により著しく下落した場合には、棚卸資産の評価の判断に重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響に関しまして、収束時期や再拡大の可能性等については不確実性が大きく、今後を見通すことは困難であります。しかし、疾病の治療に対するニーズが減少している訳ではないこと、政府主導でのワクチン接種が進められておりますことなどから、こうした状況も徐々に回復に向かい翌期以降の当社の業績への影響も限定的なものに留まるといった仮定のもと、当連結会計年度において、固定資産の減損会計の適用及び繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 16,147,548千円
- (2) 圧縮記帳  
圧縮記帳により次の金額を取得価額から控除しております。
- |           |           |
|-----------|-----------|
| 建物及び構築物   | 34,352千円  |
| 機械装置及び運搬具 | 154,980千円 |
| 土地        | 50,000千円  |

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 18,880,000株   | -株           | -株           | 18,880,000株  |

- (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 2,074,720株    | 26,800株      | -株           | 2,101,520株   |

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得26,800株による増加分であります。

- (3) 剰余金の配当に関する事項

### ① 配当金支払額等

2021年6月29日開催の第38期定時株主総会決議による配当に関する事項

- |           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 840,264千円  |
| ・1株当たり配当額 | 50円        |
| ・基準日      | 2021年3月31日 |
| ・効力発生日    | 2021年6月30日 |

### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| ・配当金の総額   | 1,006,708千円 |
| ・配当の原資    | 利益剰余金       |
| ・1株当たり配当額 | 60円         |
| ・基準日      | 2022年3月31日  |
| ・効力発生日    | 2022年6月30日  |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については当社グループの資金運用規程に従い実施する方針であります。また、資金調達については必要が生じた場合に実施を検討する方針であります。

デリバティブ取引は、期末日現在該当がありません。今後、必要が生じた場合に実施を検討する方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、主な取引先の信用状況を必要に応じ把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に市場価格の変動リスクに晒されていますが、中長期的な保有の方針であり、定期的に時価を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、当連結会計年度末においてはすべて1年内の支払期日であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                    | 連結貸借対照表計上額(*) | 時価(*)   | 差額 |
|--------------------|---------------|---------|----|
| ① 投資有価証券<br>其他有価証券 | 386,343       | 386,343 | -  |

(注1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「金銭の信託」「支払手形及び買掛金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額492,358千円)及び投資事業有限責任組合出資金(連結貸借対照表計上額49,003千円)については、「① 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

| 区分                      | 時価（千円）  |      |      |         |
|-------------------------|---------|------|------|---------|
|                         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 386,343 | —    | —    | 386,343 |

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

(単位：千円)

|                | 医療機器       |
|----------------|------------|
| 主要な財又はサービスのライン |            |
| 人工透析類          | 7,264,736  |
| 静脈留置針類         | 5,243,740  |
| インターベンション類     | 7,610,531  |
| その他            | 11,689     |
| 顧客との契約から生じる収益  | 20,130,697 |
| 外部顧客への売上高      | 20,130,697 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは医療機器の開発・製造・販売を主な事業としております。

これらの商品及び製品の販売については、商品及び製品の引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。

ただし、国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

商品及び製品の販売における一部の取引高リベート及び目標達成リベートについては、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲でのみ、取引価格に反映しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

契約負債は主に、商品及び製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                     | 当連結会計年度   |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 4,894,761 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 5,124,164 |
| 契約負債（期首残高）          | 20,582    |
| 契約負債（期末残高）          | 119,756   |

契約負債は、主に、商品及び製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、引渡時に収益を認識する顧客との販売契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、20,582千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が99,174千円増加した主な理由は、顧客から受け取った前受金の増加であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はないことから、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、注記を省略しております。

9.1 株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,728円04銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 178円14銭   |

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部             |                   | 負 債 及 び 純 資 産 の 部   |                   |
|---------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 科 目                 | 金 額               | 科 目                 | 金 額               |
| <b>I【流動資産】</b>      | <b>19,252,229</b> | <b>I【流動負債】</b>      | <b>2,055,534</b>  |
| 現金及び預金              | 11,582,134        | 買掛金                 | 1,507,999         |
| 受取手形                | 229,763           | 未払金                 | 25,528            |
| 売掛金                 | 4,774,644         | 未払費用                | 142,878           |
| 金銭の信託               | 1,500,000         | 未払法人税等              | 45,829            |
| 商品及び製品              | 896,293           | 未払消費税等              | 59,586            |
| 前払費用                | 26,115            | 前受金                 | 120,920           |
| その他                 | 243,778           | 預り金                 | 7,368             |
| 貸倒引当金               | △500              | 賞与引当金               | 145,424           |
| <b>II【固定資産】</b>     | <b>11,542,893</b> | <b>II【固定負債】</b>     | <b>837,398</b>    |
| <b>1 (有形固定資産)</b>   | <b>1,448,660</b>  | 退職給付引当金             | 72,328            |
| 建物                  | 267,688           | 長期未払金               | 17,756            |
| 構築物                 | 168               | 長期預り金               | 747,313           |
| 車両運搬具               | 0                 | <b>負債合計</b>         | <b>2,892,933</b>  |
| 工具、器具及び備品           | 598,863           | <b>I【株主資本】</b>      | <b>27,807,012</b> |
| 土地                  | 581,940           | <b>1 (資本金)</b>      | <b>1,241,250</b>  |
| <b>2 (無形固定資産)</b>   | <b>108,201</b>    | <b>2 (資本剰余金)</b>    | <b>10,378,585</b> |
| ソフトウェア              | 11,294            | 資本準備金               | 8,378,585         |
| 販売権                 | 89,483            | その他資本剰余金            | 2,000,000         |
| その他                 | 7,423             | <b>3 (利益剰余金)</b>    | <b>19,443,738</b> |
| <b>3 (投資その他の資産)</b> | <b>9,986,031</b>  | 利益準備金               | 45,375            |
| 投資有価証券              | 469,716           | その他利益剰余金            | 19,398,363        |
| 関係会社株式              | 9,302,043         | 別途積立金               | 14,500,000        |
| 出資金                 | 20                | 繰越利益剰余金             | 4,898,363         |
| 差入保証金               | 47,768            | <b>4 (自己株式)</b>     | <b>△3,256,561</b> |
| 保険積立金               | 65,222            | <b>II【評価・換算差額等】</b> | <b>95,177</b>     |
| 繰延税金資産              | 92,346            | その他有価証券評価差額金        | 95,177            |
| その他                 | 8,911             | <b>純資産合計</b>        | <b>27,902,190</b> |
| <b>資産合計</b>         | <b>30,795,123</b> | <b>負債純資産合計</b>      | <b>30,795,123</b> |

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金       | 額          |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 20,130,697 |
| 売上原価         |         | 15,636,199 |
| 売上総利益        |         | 4,494,498  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 3,170,924  |
| 営業利益         |         | 1,323,573  |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息         | 188     |            |
| 受取配当金        | 835,232 |            |
| 受取地家賃        | 39,562  |            |
| 受取事務手数料      | 6,545   |            |
| 投資事業運用益      | 22,038  |            |
| 雑収入          | 4,242   | 907,810    |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 7,362   |            |
| 為替差損失        | 1,105   |            |
| 雑損           | 631     | 9,099      |
| 経常利益         |         | 2,222,285  |
| 特別利益         |         |            |
| 固定資産売却益      | 5,031   | 5,031      |
| 特別損失         |         |            |
| 固定資産売却損      | 25,053  |            |
| 固定資産除却損      | 1,841   |            |
| 投資有価証券評価損    | 18,821  | 45,716     |
| 税引前当期純利益     |         | 2,181,600  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 32,339  |            |
| 法人税等調整額      | 413,895 | 446,234    |
| 当期純利益        |         | 1,735,365  |

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |                |                    |                  |              |                  |           |                  |
|-------------------------|-----------|----------------|--------------------|------------------|--------------|------------------|-----------|------------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金      |                    |                  | 利 益 剰 余 金    |                  |           |                  |
|                         |           | 資 本 金<br>準 備 金 | そ の 他 資 本<br>剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | 利 益<br>準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金  |           | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |
|                         |           |                |                    |                  | 別 途<br>積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |           |                  |
| 2021年4月1日残高             | 1,241,250 | 8,378,585      | 2,000,000          | 10,378,585       | 45,375       | 13,600,000       | 4,903,261 | 18,548,636       |
| 事業年度中の変動額               |           |                |                    |                  |              |                  |           |                  |
| 剰余金の配当                  |           |                |                    |                  |              |                  | △840,264  | △840,264         |
| 当期純利益                   |           |                |                    |                  |              |                  | 1,735,365 | 1,735,365        |
| 別途積立金の積立                |           |                |                    |                  |              | 900,000          | △900,000  | -                |
| 自己株式の取得                 |           |                |                    |                  |              |                  |           |                  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |                |                    |                  |              |                  |           |                  |
| 事業年度中の変動額合計             | -         | -              | -                  | -                | -            | 900,000          | △4,898    | 895,101          |
| 2022年3月31日残高            | 1,241,250 | 8,378,585      | 2,000,000          | 10,378,585       | 45,375       | 14,500,000       | 4,898,363 | 19,443,738       |

|                         | 株 主 資 本    |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等          |                     | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|------------|-------------|--------------------------|---------------------|------------|
|                         | 自己株式       | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価<br>差 額 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |            |
| 2021年4月1日残高             | △3,190,675 | 26,977,796  | 79,362                   | 79,362              | 27,057,158 |
| 事業年度中の変動額               |            |             |                          |                     |            |
| 剰余金の配当                  |            | △840,264    |                          |                     | △840,264   |
| 当期純利益                   |            | 1,735,365   |                          |                     | 1,735,365  |
| 別途積立金の積立                |            | -           |                          |                     | -          |
| 自己株式の取得                 | △65,885    | △65,885     |                          |                     | △65,885    |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |            |             | 15,815                   | 15,815              | 15,815     |
| 事業年度中の変動額合計             | △65,885    | 829,215     | 15,815                   | 15,815              | 845,031    |
| 2022年3月31日残高            | △3,256,561 | 27,807,012  | 95,177                   | 95,177              | 27,902,190 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                  |                                                                                                                                                       |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 満期保有目的の債券      | 償却原価法（定額法）                                                                                                                                            |
| ② 子会社株式及び関連会社株式  | 移動平均法による原価法                                                                                                                                           |
| ③ その他有価証券        |                                                                                                                                                       |
| ・市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。                                                                                                    |
| ・市場価格のない株式等      | 移動平均法による原価法を採用しております。<br>なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。 |
| ④ 棚卸資産           | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。                                                                                                 |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |          |                                                                                                                                                           |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 有形固定資産 | 定率法<br>ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br>主な耐用年数は以下のとおりです。<br>建物、構築物：11年～50年<br>車両運搬具、工具、器具及び備品：2年～15年 |
| ② 無形固定資産 | 定額法<br>主な償却年数は以下のとおりです。<br>ソフトウェア(自社利用分)：5年<br>販売権：5年                                                                                                     |

#### (3) 引当金の計上基準

- |         |                                                                                      |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。                                            |

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、翌事業年度に一括して費用処理することとしております。

・未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は医療機器の販売を主な事業とし、これらの商品及び製品の販売については商品及び製品の引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、商品及び製品の販売における一部の取引高リベート及び目標達成リベートについて、従来は、金額確定時に販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、当事業年度より、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲でのみ、取引価格に反映する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 1、棚卸資産の評価

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上原価のうち、棚卸資産評価損 375千円、棚卸資産 896,963千円

##### (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

###### ①算出方法

棚卸資産は、総平均法による原価法で測定しておりますが、事業年度末における正味売却価額が総平均法による原価を下回っている場合には当該正味売却価額で測定し、総平均法による原価との差額を原則として売上原価に計上しております。

###### ②主要な仮定

棚卸資産の評価における重要な見積りは正味売却価額であり、翌事業年度における正味売却価額は、当事業年度末の価格を基礎として単価改定等の影響を加味した販売単価を予測し、算定しております。

###### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である正味売却価額が、将来の経済環境や償還価格の改定を含む医療制度の改革の影響等の要因により著しく下落した場合には、棚卸資産の評価の判断に重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響に関しまして、収束時期や再拡大の可能性等については不確実性が大きく、今後を見通すことは困難であります。しかし、疾病の治療に対するニーズが減少している訳ではないこと、政府主導でのワクチン接種が進められておりますことなどから、こうした状況も徐々に回復に向かい翌期以降の当社の業績への影響も限定的なものに留まるといった仮定のもと、当事業年度において、固定資産の減損会計の適用及び繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

### 5. 貸借対照表に関する注記

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額     | 600,449千円   |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |             |
| 金銭債権                   | 303,967千円   |
| 金銭債務                   | 1,249,204千円 |

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|              |            |              |
|--------------|------------|--------------|
| ① 営業取引       | 売上高        | 619,410千円    |
|              | 仕入高        | 13,779,501千円 |
|              | 販売費及び一般管理費 | 150,408千円    |
| ② 営業取引以外の取引高 | 受取配当金      | 828,000千円    |
|              | 受取地代家賃     | 1,420千円      |
|              | 受取事務手数料    | 6,545千円      |

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 2,074,720株  | 26,800株    | -株         | 2,101,520株 |

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得26,800株による増加分であります。

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産       |           |
| 未払事業税        | 5,779千円   |
| 賞与引当金        | 44,528千円  |
| 長期未払金        | 5,436千円   |
| 退職給付引当金      | 22,147千円  |
| 会員権評価損否認額    | 13,614千円  |
| 投資有価証券評価損否認額 | 18,976千円  |
| 販売権償却        | 27,399千円  |
| その他          | 24,689千円  |
| 繰延税金資産小計     | 162,571千円 |
| 評価性引当額       | △32,264千円 |
| 繰延税金資産合計     | 130,307千円 |
| 繰延税金負債       |           |
| その他有価証券評価差額金 | 37,960千円  |
| 繰延税金負債合計     | 37,960千円  |
| 繰延税金資産の純額    | 92,346千円  |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |        |
|----------------------|--------|
|                      | (単位：%) |
| 法定実効税率               | 30.62  |
| (調整)                 |        |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.15   |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △11.64 |
| 住民税均等割               | 1.21   |
| その他                  | 0.11   |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 20.45  |

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

| 属性  | 会社等の名称       | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 |        | 取引の内容   | 取引金額(千円)   | 科目  | 期末残高(千円)  |
|-----|--------------|-------------------|-----------|--------|---------|------------|-----|-----------|
|     |              |                   | 役員の兼任等    | 事業上の関係 |         |            |     |           |
| 子会社 | 東郷メディキット株式会社 | 100.0             | 2人        | 商品の仕入  | 医療機器の仕入 | 13,779,501 | 買掛金 | 1,249,204 |

(注) 商品の仕入については、市場価格と当該会社の製造原価等を勘案し、双方協議の上決定しております。

## 10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,662円97銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 103円28銭   |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

メディキット株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥見正浩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中井清二  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メディキット株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メディキット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

メディキット株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥見正浩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中井清二

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メディキット株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

メディキット株式会社 監査役会

常勤監査役 金子尚道 ㊟

社外監査役 大島秀二 ㊟

社外監査役 吉田福一 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、株主の皆様へ安定的な配当の維持に努めるとともに、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,006,708,800円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 700,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 700,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は既存業務における顧客ニーズに対応するため、現行定款第2条（目的）について一部変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
  - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
  - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. 医療機器及び医薬品の国内及び海外への販売。<br>2. 医療機器及び医薬品の輸出入業務。<br>3. 不動産の賃貸及び管理。<br>4. 駐車場の経営及び管理。<br><u>5.</u> 上記各号に付帯する一切の業務。 | (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. 医療機器及び医薬品の国内及び海外への販売。<br>2. 医療機器及び医薬品の輸出入業務。<br>3. 不動産の賃貸及び管理。<br>4. 駐車場の経営及び管理。<br><u>5.</u> <u>医療機器のレンタル業務。</u><br><u>6.</u> 上記各号に付帯する一切の業務。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                              | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>                                                                                                                                                        |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                              | <p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案定款第14条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役大島秀二及び吉田福一の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                              | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | おおしま しゅうじ<br>大島 秀二<br>(1949年12月27日生) | 1985年3月 公認会計士登録<br>1987年10月 税務会計事務所開設(現任)<br>1987年11月 税理士登録<br>2004年6月 株式会社ニチイ学館監査役<br>2008年2月 株式会社協和コンサルタンツ監査役<br>2014年6月 当社監査役就任(現任)<br>2016年2月 株式会社協和コンサルタンツ取締役(現任) | —             |
| 2     | よしだ ふくいち<br>吉田 福一<br>(1954年11月28日生)  | 2015年8月 税理士登録<br>2015年8月 税務会計事務所開設(現任)<br>2021年6月 当社監査役就任(現任)                                                                                                          | —             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記候補者2名は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者大島秀二氏は、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものでありますので、社外監査役の職務を遂行できると判断しております。また、同氏の当社監査役の在任期間は本総会の終結の時をもって8年であります。なお、当社は大島秀二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 社外監査役候補者吉田福一氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものでありますので、社外監査役の職務を遂行できると判断しております。また、同氏の当社監査役の在任期間は本総会の終結の時をもって1年であります。なお、当社は吉田福一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を大島秀二氏及び吉田福一氏と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任額は、同法第425条第1項に規定する額を責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の10頁に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、退任した監査役の任期の満了する時までとします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                | 所有する<br>当社株式数 |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------|
| あきづきともひろ<br>秋月智尋<br>(1958年3月14日生) | 1980年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行<br>2010年4月 辻・本郷税理士法人入社 | —             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
3. 候補者を補欠の社外監査役候補者とする理由は、金融機関並びに税理士法人勤務を通じて培われた企業分析及びコンサルティング力などの豊富な知見を有しており、当社社外監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かすためであります。
4. 候補者が社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由は、候補者は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、企業経営を統治する十分な見識を有しているからであります。
5. 当社は、社外監査役との間において、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任額は、同法第425条第1項に規定する額を責任限度額としております。候補者が当社社外監査役に就任された場合は、当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の10頁に記載のとおりです。補欠監査役候補者の選任が承認され、候補者が当社社外監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第5号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社取締役の報酬等の額は、2015年6月26日開催の第32期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります。

対象取締役は、取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整することといたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容と整合するよう、当該方針を後述【ご参考】に記載の内容に変更する予定であります。

### 【本割当契約の内容の概要】

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

### 【ご参考】 取締役の報酬の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

第5号議案が承認可決された場合、当社の取締役の報酬の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を、以下のとおり変更する予定であります。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な成長及び企業価値の向上に資するために、適正な範囲において、各人の職責及び貢献度を踏まえたやりがいの持てる水準とすることを基本方針としております。

#### 2. 取締役（及び監査役）の報酬の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

(1) 報酬の種類は、金銭による月例の固定報酬、及び非金銭報酬として支給する譲渡制限付株式報酬としております。ただし、社外取締役（及び監査役）については、金銭による月例の固定報酬のみとしております。

(2) 取締役の個別の報酬額のうち、金銭による月例の固定報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役会が基本的な枠組みを決議するとともに、その枠組みの範囲内で決定することを代表取締役社長に委任し、委任を受けた代表取締役社長が、個々の取締役の役位、職責、当社の業績等を総合的に勘案したうえで、決定するものとしております。

- (3) 社外取締役を除く取締役に対して支給する譲渡制限付株式報酬については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ付与及び株主との一層の価値共有を進めることを目的としており、株主総会において上記(2)の金銭による月例の固定報酬とは別枠で承認を得た限度額の範囲内において、取締役会が決議した各対象取締役への割当株式数に基づき、譲渡制限付株式付与のために各対象取締役に支給する金銭債権の額及びその支給時期を取締役会が決定するものとしております。
  - (4) 監査役の個別の報酬額については、その金銭による月例の固定報酬額を、株主総会で決議された限度額の範囲内において、監査役の協議によって決定するものとしております。
  - (5) 役員退職慰労金については、2017年6月29日開催の第34期定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止及び打ち切り支給を決議しており、(制度廃止後の役員在任期間に係る)役員退職慰労金は支給しないこととなっております。
3. 取締役及び監査役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針
- (1) 金銭による固定報酬は、事業年度ごとに一定金額を定めることとし、毎年6月開催の定時株主総会終了後、取締役については、その後直ちに行われる取締役会で上記2.(2)の基本的な枠組み及びその枠組みの範囲内での代表取締役社長への委任を決議し、その後速やかに代表取締役社長が決定し、監査役については、定時株主総会終了後直ちに監査役の協議によりこれを決定するものとしております。また、金銭による固定報酬の支払いは暦月計算とし、従業員給与の支給日と同日の毎月25日(25日が休業日の場合は前営業日)に支給しております。
  - (2) 譲渡制限付株式報酬の支払いは年度計算とし、毎年、一定の時期に支給しております。
4. 金銭による月例の固定報酬及び譲渡制限付株式報酬の割合の決定に関する方針
- (1) 社外取締役を除く取締役(譲渡制限付株式報酬の支給対象となる取締役)の報酬に関し、金銭による月例の固定報酬と譲渡制限付株式報酬の構成割合につきましては、健全なインセンティブとして機能するように適切な支給割合を決定します。
  - (2) 社外取締役及び監査役の報酬については、金銭による月例の固定報酬のみで構成されております。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

## 定時株主総会会場ご案内図

東京都文京区湯島一丁目7番5号  
東京ガーデンパレス 2階 高千穂の間  
電話 03 (3813) 6211



### 最寄駅

東京メトロ 丸ノ内線御茶ノ水駅より徒歩5分

東京メトロ 千代田線新御茶ノ水駅より徒歩5分

J R 中央線・総武線御茶ノ水駅より徒歩5分

※体調不良と思われる株主様の入場をお断りする場合があります。  
※ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。